



2020. 1. 31

「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」への出資について

静岡銀行(頭取 柴田 久)では、令和元年に発生した台風15号、19号をはじめとした一連の災害に被災された事業者の復興支援を目的に、「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」への出資を決定しましたので、その概要をご案内します。

【ファンドの概要】

1. 設立日／1月31日
2. 名 称／令和元年台風等被害広域復興支援投資事業有限責任組合
3. 設立の目的／今般の一連の豪雨・暴風災害により災害救助法の適用を決定した1都13県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を対象に、同都県に本店または主要事業拠点を有する被災事業者および災害復興に資する事業を行う事業者に対して、過剰債務の解消や人的サポートなど復興に向けた支援を目的に設立しました。
4. ファンド金額（設立時）／3,175百万円
5. 組合員／23社
静岡銀行、清水銀行、七十七銀行、仙台銀行、東邦銀行、福島銀行、常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、栃木銀行、群馬銀行、東和銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、長野銀行、日本政策投資銀行、ゆうちょ銀行、商工組合中央金庫
6. 存続期間／10年間
7. 業務運営者／REVIC キャピタル(株)、東邦リース(株)、(株)常陽産業研究所、(株)あしぎん総合研究所、八十二キャピタル(株)、(株)AGS コンサルティング